

✿ 審査について

提出書類の内容に基づき、保育施設に預ける要件を満たしているかを審査します。
また、あわせて「合志市保育所等保育実施基準表」に基づき、保育の必要性を指数化し、優先度が高い児童から順に入所の調整を行います。
調整を行う順に希望施設を確認し、空席だった場合にのみ入所決定をするため、希望された施設が定員を満たし、入所できない場合は保留となります。

※空席がある施設の中で、希望順位の高い施設に決定します。そのため希望施設を選択する際は慎重をお願いします。(決定内容が不服の場合は入所を辞退していただきます。)

✿ 保留について

審査の結果、入所要件を満たしていますが、希望するすべての保育施設に入所することができない状態です。

年度中は毎月継続して審査を行いますので、希望保育施設及び申し込み要件の変更がある場合は受付期間中に連絡してください。変更内容によっては書類の提出が必要な場合もあります。

✿ 出産予定について

入所希望月の初日から8週間以内に出産の予定がある場合は、出産の要件での申し込みとなります。

出産予定月及び前後2ヶ月の最大5ヶ月間の入所となり、入所延長はできません。

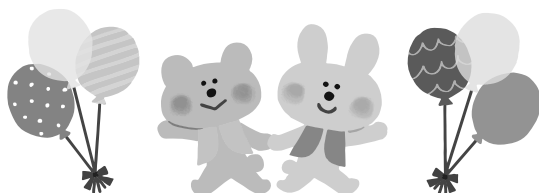
その後、『就労』等の要件で入所を希望される場合は、生まれたお子さんもあわせて再度 `申し込みをする必要があります。

✿ 辞退について

入所の申し込みを辞退される場合、または入所決定した施設を辞退される場合はお早めにお申し出ください。なお、入所後に辞退された場合は、実際に通所していなくても保育料の請求を行います。

辞退後、同じ年度内に再度申し込みを希望する場合は、申請書類も全て再提出が必要です。

※再度申込の場合は審査の際に、減点となります。(P10参照)



合志市保育所等保育実施基準表

[基本指数]

類型		細 目		適 用		申請書添付書類		入所要否		指 数		見直し時期	
保護者・同居の家族・児童の状況	居宅内・居宅外労働	外勤・自営業・内職	月180時間 (目安:1日9時間以上、月20日以上)	【外勤】 ・事務所に常時雇用されている者 ・時給・日雇などの雇用形態の者、及びその他就労者 【自営業】 ・親族の経営する会社等で就労している者 ・農林漁業を営む者 【内職】 ・在宅での仕事等に従事する者 ※全てに共通し、月64時間以上就労していない場合や 職種・就労時間に相応しない収入と判断された場合は 入所不可	【外勤】 就労証明書 【自営業】 ・就労証明書 ・確定申告書又は開業届の写し 【内職】 ・就労証明書 ※雇用先で証明できない場合、 就労を証する書類及び収入額 が確認できる書類	要	14 [8] (7)	注1 1年以内 (必要に応じて随時)					
			月170時間 (目安:1日8時間30分以上、月20日以上)				13 [8] (7)						
			月160時間 (目安:1日8時間以上、月20日以上)				12 [7] (6)						
			月150時間 (目安:1日7時間30分以上、月20日以上)				11 [7] (6)						
			月140時間 (目安:1日7時間以上、月20日以上)				10 [7] (6)						
			月120時間 (目安:1日6時間以上、月20日以上)				8 [6] (5)						
			月112時間 (目安:1日7時間以上、月16日以上)				7 [6] (5)						
			月100時間 (目安:1日5時間以上、月20日以上)				6 [5] (4)						
			月80時間 (目安:1日5時間以上、月16日以上)				5 [4] (3)						
			その他				4 [3] (3)						
	母 親 の 出 産 等			出産予定月の前後2ヶ月ずつ (最大5ヶ月間、延長不可)		母子手帳の写し		要	8	なし			
	保護者の疾病等	居宅内療養	疾 病 入 院	おおむね1ヶ月以上入院		診断書（保育不可と明記されているもの）、及び申立書	要	12	注2 6ヶ月以内				
			常 時 臥 床	おおむね1ヶ月以上常時臥床				12					
				感染性・精神性疾患	長期安静加療を要する者			7					
				一 般 療 養	おおむね1ヶ月以上安静を要する者			6					
		障がいの場合	1級・2級(A1・A2)	身体障害者手帳・療育手帳所持者及び同程度と判断できる者		身体障害者手帳、療育手帳 又は診断書、及び申立書	否	12					
			3級(B1)					7					
			4級以下										
		病人の看護等	寝たきり者の看(介)護	常時臥床している者の看護・介護に当たる者		身体障害者手帳、療育手帳 又は診断書、及び申立書	要・否	12					
			心身障がい者看(介)護	心身障がい者の看護・介護に常時に当たる者				10					
入院付添			おおむね1ヶ月以上安静を要する者の付添に常時当たる者		10								
居宅内看(介)護	長期居宅療養等の看護・介護に当たっている者		6										
別居の者の看(介)護	別居の親族等の看護・介護に当たっている者		5										
災 害 復 旧			天災等による災害の復旧に当たる場合		申立書		要	12					
就 労 先 未 定			求職のため日中外出を状態とする者 (入所後3ヶ月以内に就労証明が提出できない場合は退所)		入所後3ヶ月以内に 就労(予定) 証明書		要	0	3ヶ月以内				
就 学 ・ 技 能 習 得			就学・技能習得のために日中保育できない場合		在学証明書・時間割		要	注3	就学期間後3ヶ月以内				
そ の 他			保育に欠けると判断できる場合		内容を証する書類		要・否	注2	必要に応じて随時				
そ の 他		双子以上および多子世帯	「双子以上の多子」もしくは「未就学児童を3人以上」を新規申し込みする場合				要	+5	点数を加除します				
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯もしくはそれに準する世帯（別居かつ離婚調停中等）				注2	要		+14			
		保育所等での勤務	市内教育・保育施設に従事し、誓約書兼証明書を提出した場合 ※両親ともに就労中・就労予定のみ				要	+40					
		保育料の滞納	正当な理由なく保育料の滞納がある場合				注4	要		-10			
		未転入	未転入で住民票がなく、転入を証明する書類がない場合				要	-6					
		入所辞退者	当該年度中に市内認可保育施設を辞退した者が当該年度中に再度申込みをした場合				要	-12					
		児童の状況	兄弟姉妹が既に市内認可保育所等に通園している場合、かつ、同施設を第一希望とする場合 地域型保育事業所を卒園する児童				注5	要		+12			
			児童福祉法26条第1項第4号に定める児童相談所長の措置、及び、虐待・DV・育児放棄・親のいない児童(児童相談所等の意見書がある場合)				要	+40					

注1：提出時において、就労予定・就労直後は()内の指数、就労直後で実績が1～2ヶ月は[]内の指数とします。ただし、育休復帰予定は就労中とみなします。

注2：提出書類に基づき聞き取りを行い、指数を決定します。

注3：就学・技能習得の場合は、外勤の指数に準じます。

注4：申し込み児童の世帯について、保育料の滞納がある場合、減点を行います。さらに、きょうだい入所申し込みの場合の加点は行いません。

注5：地域型保育事業所卒園児の転園希望は、加点し通常

備考：提出書類の内容によっては、異なる指数を付ける場合があります。
内定後に保護者の状況が変化し、指数に変更があった場合は、内定や入所を取り消すことがあります。

[補助指数] ※基準指数での審査の結果、同じ点数となった場合、補助指数にて優先順を決定します。

事 項	適 用	指 数
ひとり親世帯	母子・父子世帯、又はこれに準ずる世帯で市内に祖父母がいない場合	+3
家庭の経済的困窮	保育料階層が生活保護適用世帯の場合又は住民税非課税の世帯の場合	+2
	保育料階層が住民税均等割課税のみの世帯の場合	+1
就労状況等	父母の保育の要件が就労の場合で、父母の基本指数がともに10点以上の場合	+1
	単身赴任の場合(市内に単身赴任者の住民票がない場合、かつ、就労証明書等で勤務地の確認ができる場合)	+2
祖父母等の状況	父方の祖父母が県外にいる場合又はそれに準じる場合(どちらか一方が25Km以内にいる場合、および、ひとり親世帯を除く)	+1
	母方の祖父母が県外にいる場合又はそれに準じる場合(どちらか一方が25Km以内にいる場合、および、ひとり親世帯を除く)	+1
児童の状況	就労中または就労予定(求職中は不可)で、保育施設に通っている児童	+4

注意事項：希望児童の兄弟姉妹が在園児である場合は優先的に入所を決定いたしますが、待機児童のいる保育施設の場合は入所できない場合があります。

内定・入所してから

「利用契約決定通知書」を入所月の前月下旬頃に送付します。入所期間・入所施設・保育料など重要なお知らせが記載されているため、必ず内容を確認してください。

✿ 保育要件に変更がある場合

内定・入所後に、届出している要件から変更があった場合は必ずお手続きが必要です。

- (例) ・仕事を退職・転職した場合
- ・勤務先や就労形態が変わった場合
- ・長期的に休職する場合（産前・産後・育休・病気による入院等）
- ・保護者に変更があった場合（離婚や別居、婚姻や同居等） など

変更の内容によっては、内定取消や退所になる場合があります。
また、要件変更の事実を隠して入所継続した場合も、発覚した月の月末にて退所となります。

✿ 退所について

退所を希望される方はこども未来課に『退所届』を提出してください。
保育施設は退所届を提出した日の月末まで利用できます。
合志市外へ転出した場合は、転出月の月末で退所となります。また、1ヶ月間、保育施設の利用がなかった場合は、利用がなかった月の月末で退所となります。
なお、月の途中で退所される場合であっても、1ヶ月分の保育料が必要となります。

✿ きょうだい入所

既に市内認可保育施設へ入所しているきょうだいと同じ施設を第一希望とする場合のみ、加点をつけて入所審査を行います。（きょうだいと他の園を希望する場合は加点が付きません。）※定員により保留となる場合があります。



✿ 出産に伴い休業・退職する場合の特例入所

保育に欠ける要件を満たさなくなるため、本来であれば既に入所している児童は退所となりますが、**下記の要件を全て満たす場合は、特例により最長1年間の継続入所を認めています。**
 育児休業期間中の利用可能時間は標準時間で利用されている方でも、短時間(最長8時間)に変更となります。

産前産後・育児休業を取得する場合

- ① 出産予定日の8週間まで就労していること
 (切迫流産等により医師からの診断書が発行される場合を除く)
- ② 出産後1ヶ月以内に就労先より発行された「就労証明書」(復職日記載)を提出すること

出産のため退職する場合

- ① 出産予定日の8週間まで就労していること
 (切迫流産等により医師からの診断書が発行される場合を除く)
- ② 退職して1ヶ月以内に「退職届」を提出すること
- ③ 出産後1ヶ月以内に退職日が確認できる書類(離職票、就労証明書等)を提出すること



を要件に継続入所ができます。

【育児休業期間・求職活動期間について】

出産月より1年を経過する月(出生した児童の1歳の誕生日の月末)まで認められます。

保護者の就労復帰(開始)日に合わせて、出生した児童の入所申込をお願いします。

出産のため退職した場合も出産月より1年以内に就労開始する必要があるため、1年間の育児休業期間後に3ヶ月間追加で求職活動期間を設けることはできません。

※両親で育児休業を取得する場合も同様の取り扱いです。

※上の子と同じ施設に入所申込を行ったが、施設が受け入れをできなかった場合は、在園児の継続入所を1年以上認めます。

※市外の保育施設(広域入所)に入所中の場合、施設所在地の自治体の要件も満たす必要がありますので、継続入所ができるとは限りません。

※出産短期(母が『出産』の要件で入所した児童)の場合、この制度は対象外となります。

✿ 利用者負担額について

1. 算定について

保育料は保護者の住民税課税状況に基づき算定しています。
税額の決定は各自治体の税務課で行われます。住民税については各課税年度の1月1日に住民登録していた自治体で課税されているため、ご不明な点は直接おたずねください。

【児童の年齢について】

保育料は、入所月に関わらず、入所年度の4月1日が年齢基準日となります。

【祖父母等について】

通常は児童の父母のみで算定しますが、同居している祖父母等も対象として決定する場合があります。

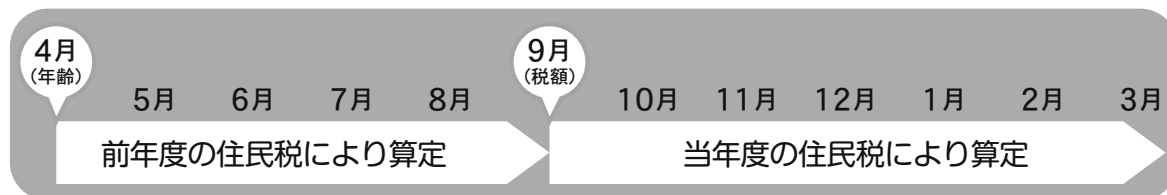
- ・ 児童の扶養を、父母ではなく祖父母が行っている場合
- ・ 祖父母の収入により、児童世帯の生計が成り立っている場合 等

2. 仮算定について

不足書類などがある場合、基準額表の最高階層での仮算定および請求となります。
提出後は当初の算定月に遡って算定（現年度内に限る）しますが、未納の場合は滞納扱いとなります。

3. 切り替え時期について

4月～8月は前年度の課税額、9月～3月は当年度の課税額に基づいて算定されます。
そのため、年度当初（4月）に年齢による負担額の変更を行い、
年度途中（9月）に基準となる住民税額の対象年度更新による変更が行われます。



4. 利用者負担額の変更について

下記の場合は利用者負担額が変更となる場合がありますので、必ずお申し出ください。

	要 件	備 考
1	保育必要量（標準/短時間）の変更	届出のあった翌月から変更を行います。 ※申し出がなく後日発覚した場合は遡及する場合があります。
2	世帯状況の変更 ※離婚・別居・婚姻（事実婚含む）等	
3	障がい者手帳等の取得 ※入所児童本人もしくは同一世帯員	
4	確定申告の提出	当初の算定月に遡って変更を行います。 ※現年度内に限り遡及適用

※その他、基準額表や軽減措置については、P49をご参照ください。